公益信託小黒恵子児童合唱音楽振興基金第十九期決算公告

一、事業概要
　全国の児童合唱分野の優れた合唱団に対する助成事業
助成金　一件　一〇〇万円
贈呈式　三七万円
二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在
資産合計　六、四三八、七二五円
負債合計　〇円
正味信託財産　六、四三八、七二五円
　平成二十六年八月二十六日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託小黒恵子児童合唱音楽振興基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託皮膚科国際学術交流基金第十八期決算公告

一、事業概要
　国内で研究中の海外の皮膚科学研究者に対する研究助成金の交付
助成金　三件　一五〇万円
二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在
資産合計　七、五九一、二〇六円
負債合計　〇円
正味信託財産　七、五九一、二〇六円
　平成二十六年八月二十六日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託皮膚科国際学術交流基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託古屋亨記念奨学基金第十六期決算公告

一、事業概要
　国内の大学において法学部に学ぶ大学生に対する奨学金の給付
奨学金　一二名　七二〇万円
奨学金授与式　一五万円
二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在
資産合計　三七、九五〇、〇〇六円
負債合計　〇円
正味信託財産　三七、九五〇、〇〇六円
　平成二十六年八月二十六日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託古屋亨記念奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託鈴木万平記念薬学奨学基金第十五期決算公告

一、事業概要
　国内の大学の薬学部に学ぶ学生に対する奨学金の給付事業
奨学金　三二名　一、九二〇万円
二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在
資産合計　五九四、六七五、五二六円
負債合計　〇円
正味信託財産　五九四、六七五、五二六円
　平成二十六年八月二十六日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託鈴木万平記念薬学奨学基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託長銀国際ライブラリー基金第十四期決算公告

一、事業概要
　政治・経済・社会・文化等社会科学に関する日本語著作の英語（外国語）翻訳、刊行並びに頒布
翻訳出版・配布事業費　二件　三、七五七万円
二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在
資産合計　一五一、七〇八、五二〇円
負債合計　〇円
正味信託財産　一五一、七〇八、五二〇円
　平成二十六年八月二十六日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託長銀国際ライブラリー基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

公益信託山村富美記念女性自然科学者研究助成基金第十四期決算公告

一、事業概要
　自然科学の基礎的研究に携わっている若手女性自然科学研究者に対する研究助成事業
助成金　二件　四〇〇万円
終了式典開催　一六五万円
二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在
資産合計　三、六四七、五五一円
負債合計　〇円
正味信託財産　三、六四七、五五一円
　平成二十六年八月二十六日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番一号
　公益信託山村富美記念女性自然科学者研究助成基金
　受託者　三井住友信託銀行株式会社

配当公告

　静岡県静岡市清水区石川七一番地
　破産者　株式会社丸二紙店
　右の者に対する静岡地方裁判所浜松支部平成二十五年（フ）第一六八号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　一般債権　金二五九、四八二、〇一七円
　優先債権　金三二、八七三、六三二円
一、配当することのできる金額
　一般債権　金三六、二八六、七九〇円
　優先債権　金三二、八七三、六三二円
　平成二十六年八月二十六日
　静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号
　浜松青色会館四階　渥美利之法律事務所
　破産管財人　弁護士　渥美　利之

配当公告

　東京都町田市金森東一丁目八番一八号愛川パレスD―二〇二、破産開始決定時の住所静岡県浜松市中区八幡町三四〇番地
　破産者　内山加代子
　右の者に対する静岡地方裁判所浜松支部平成二十五年（フ）第二五九号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金二、〇三二、一一三、六九〇円
一、配当することのできる金額
　金一四二、二四七、九五六円
　平成二十六年八月二十六日
　静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号
　浜松青色会館四階　渥美利之法律事務所
　破産管財人　弁護士　渥美　利之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道札幌市豊平区福住一条八丁目一〇番、最後の住所札幌市豊平区福住一条八丁目一〇番二一号　被相続人　亡　齊藤　淳子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月二十六日
　事務所札幌市中央区大通西九丁目　キタコーセンタービルディング六階　岩本・佐藤法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　甲斐　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍岩手県二戸郡一戸町小繋字小繋四九番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　立花　要助
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月二十六日
　事務所岩手県二戸市福岡字上町一一番地
　福新ストア一階
　相続財産管理人　弁護士　橋本　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍宮城県名取市大手町五丁目九番地三、最後の住所宮城県名取市大手町五丁目五番地の三
　被相続人　亡　伊藤　市郎
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月二十六日
　宮城県仙台市青葉区五橋一―一―一七　仙台ビルディング駅前館九階　結の杜総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　髙橋　和聖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍秋田県秋田市下中城町三番地、最後の住所秋田県秋田市千秋明徳町四番四八号
　被相続人　亡　水澤　汀二
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月二十六日
　秋田県秋田市山王六丁目一〇番九号　猿田興業ビル四階　西野法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　西野三紀子